65歳以上の人は 介護保険第1号被保険者

市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人が市内に転入した場合、本市の介護保険第1号被保険者となり、介護保険被保険者証や介護保険料の通知書、納付書などを送ります。

介護保険料　4月1日現在（転入の場合は転入時、65歳になる場合は誕生日の前日）の世帯員の住民税課税状況と、本人の前年中の課税年金収入額や合計所得金額（＊）、住民税課税状況により決定します。（保険料の算出方法は広報7月号をご覧ください。）保険料決定額は納入通知書にてお知らせします。

（＊）合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定される金額（年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額）を言います。（扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。）
※保険料の算定は土地・家屋に係る譲渡所得の特別控除を差し引いて計算します。

国民年金

問合先　国保年金課

ご存知ですか 障害基礎年金

病気やけが等により、初めて医師などから診療を受けた日（＝初診日）から1年6ヵ月を経過した日等の障害認定日に、国民年金法における障害等級1級または2級の状態（＝所定の障害状態）にあり、次の初診日要件、保険料納付要件の両方に当てはまる場合、障害基礎年金を受給できます。
※障害認定日後に20歳となる場合、20歳到達日の障害の状態で判定されます。

初診日要件
初診日が次のいずれかの期間中であること
●国民年金加入中の期間
●日本に住んでいる60～64歳で、老齢基礎年金を受給しておらず、かつ年金制度に加入していない期間
●20歳未満で年金制度に加入していない期間

保険料納付要件
国民年金保険料の納付状況が、原則初診日の前日時点で次のいずれかであること
●初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の期間、保険料が納付または免除、学生納付特例、納付猶予されていること
●初診日の前々月までの1年間保険料の未納がないこと
※保険料納付要件について、保険料が一部免除の場合、納付が必要です。また、初診日が20歳未満で年金制度に加入していない期間である場合、納付要件は不要です。（所得制限あり）
なお、障害認定日以降に障害の程度が悪化し、65歳になるまでに所定の障害状態となった場合も受給できます。（65歳の誕生日の前々日までに請求書の提出が必要）

年金額（令和7年度）
●1級…1，039，625円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は1，036，625円）
●2級…831，700円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は829，300円）
※受給者に生計を維持する子（18歳到達後の最初の年度末までの子、または20歳未満で所定の障害状態にある子）がいる場合は加算があります。

過去の国民年金任意加入対象期間（海外在住期間などを除く）に加入していなかったことにより、その当時負った障害で障害基礎年金などを受給していない人に、国民年金制度の発展過程において生じた特別事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」があります。
※受給額は障害基礎年金額と異なります。また、経過的福祉手当を受給中の人は併給できません。詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

問合先
●大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課（☎06・4790・2031）
●国保年金課

健康診査を受けましょう

75歳以上の被保険者に、健康診査を無料で受診できる受診券と、歯科健康診査のお知らせを4月下旬～5月上旬に送付しています。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院している人も積極的に受診してください。
※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月に送付しています。

■健康診査
受診回数　来年3月31日までに1回
持ち物　受診券、マイナ保険証または資格確認書
受診場所・申込　指定医療機関

■歯科健康診査
受診回数　来年3月31日までに1回
持ち物　マイナ保険証または資格確認書
※受診券はありません。
受診場所　指定歯科医院

【いずれも、次の被保険者は対象外となります】
●病院や診療所に6ヵ月以上継続して入院している
●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している
●人間ドックを受診した（受診予定含む）
※退院や退所など、状況が変わった場合は受診券を発行しますので、問い合わせてください。事前に必ず受診希望の医療機関・歯科医院へ実施状況などを問い合わせてください。